民間交流団体国際交流事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人川崎市国際交流協会が市内の市民活動団体の行なう国際交流・ 多文化共生推進事業を支援し、地域の国際交流・多文化共生社会の推進を目的とした補助金の交付 に関する必要な事項を定めるものとする。

(団体の定義)

- 第2条 この要綱において、「民間交流団体」(以下「団体」という。)とは、文化、スポーツ等の 事業活動または外国人支援等の多文化共生を推進する市民活動団体であって、次の各号に掲げる 要件に該当するものをいう。
 - (1) 団体の事務所が川崎市内にあり、主たる活動の場が川崎市内であること。
 - (2) 団体の事業活動は、一般市民を対象とすること。
 - (3) 代表者、副代表者及び役員等、団体の主たる構成員が川崎市内在住、在勤または在学者であること。
 - (4) 原則として5年以上の活動実績があること。
 - (5) 団体の運営に際し、目的、組織、代表者等について必要事項の定めがあること。
 - (6) 非営利団体であること。
 - (7) その他公益財団法人川崎市国際交流協会会長(以下「会長」という。)が特に認めるもの。

(対 象)

- 第3条 補助金は、会長が川崎市の国際化に寄与すると認める次の国際交流・多文化共生推進事業に対して、予算の範囲内において、その実施に必要な経費の一部を当該団体に交付する。ただし、この要綱に基づく補助金が交付された団体であって、連続して同種の補助金交付申請がなされた場合、補助金交付の目的が既に達せられたと認められる事業についてはこの限りにない。
- (1) 海外または川崎市内において実施する、文化・スポーツ等の国際交流事業(以下「国際交流事業」という。)
- (2) 川崎市内において実施する、多文化共生推進事業(以下「多文化共生推進事業」という。)
- 2 申請事業と同一の事業で川崎市から補助金を受給している場合(受給が決定している場合を含む)は、この補助金の交付を受けることはできない。多文化共生推進事業については最大3年まで連続して交付を受けることができる。
- 3 補助金の交付対象となる事業は、毎年4月から翌年3月までに実施するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の種類及び金額は別に定めるところにより交付する。

(申 請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類 を添えて会長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書(第2号様式)
 - (2) 収支予算書(第3号様式)
 - (3) その他参考となる書類

2 申請時期は、3月とする。ただし、予算執行状況により、追加申請を受けることができる。

(交付決定)

- 第6条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、必要な審査を行いその可否を決定するものとする。
- 2 会長は、補助金の交付を決定したときは、決定内容及びこれに条件を付した場合はその条件を申請団体に通知するものとする。

(審査委員会)

第7条 会長は、前条第1項の審査を行うため審査委員会を設置する。

(補助金請求書)

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体(以下「交付団体」という。)は、補助金請求書(第5号様式) により、会長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第9条 会長は、前条の規定による請求に基づき補助金を概算払いで交付する。

(交付決定の取り消し)

- 第10条 会長は、交付団体が、次の各号の一に該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消しできるものとする。
 - (1) 事業を中止したとき。
 - (2) 事業が期限内に完了しないとき、または完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 補助金の交付申請に虚偽があるとき。
 - (4) 事業計画書の内容と事実が著しく相違したとき。
 - (5) 補助金交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (6) 予算の執行が不適当と認められるとき。
- 2 前項の取り消しをしたときは、その内容を交付団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第11条 前条において、既に補助金が交付されている場合は、その金額の全部または一部を交付 団体から返還させるものとする。
- 2 会長は、前項の決定をしたときはその内容を交付団体に通知するものとする。
- 3 交付団体は、前項の通知を受けたときは当該金額を返還しなければならない。

(実績報告)

- 第12条 補助金の交付を受けた団体は、事業を完了した日から30日以内または3月31日のいずれか早い日までに、別に定める実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。
 - (1) 事業実施報告書(第8号様式)
 - (2) 収支決算書(第9号様式)
 - (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

- 第13条 会長は、前条の実績報告書が提出されたときはその内容を審査し、助成金の額を確定するものとする。
- 2 助成金の額の確定の結果、過払いが生じたときは、交付団体はその額を返還しなければならない。

(公 開)

第14条 会長は、申請団体から提出された書類を公開できるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

- この要綱は、平成2年5月25日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成8年10月29日から施行する。 付則
- この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 付則
- この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。 付則
- この要綱は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。 付則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 付則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年4月5日から施行する。